

博物館だより



No.83

平成25年3月1日

みやこ町歴史民俗博物館発行
福岡県京都郡みやこ町豊津1122-13
TEL 0930-33-4666

歴史を学ぼう！文化にふれよう！ 歴史講座受講生募集

博物館では「歴史講座」五講座の受講生を募集しています。

受講希望の方は、お気軽に博物館までお問い合わせください（継続して受講される方は、あらかじめ申込みをする必要はありません）。

なお、各講座では、毎回資料代として200円が必要ですのでご了承ください。

講座の内容

【漢詩紀行講座】

○講師 宮原加代子先生

○内容 主に九州の詩人が訪れた名所・旧跡の詩を鑑賞します。漢文の基礎にふれつつ進みますので、初心者の方も大歓迎です。

○実施日 毎月第1土曜日
午前9時30分～

【古典かな講座】

○講師 宮原加代子先生

○内容 後白河法皇（1127～1192）が編纂した平安時代末期の歌謡集「梁塵秘抄」を手習いしながら鑑賞します。万葉かなの基礎にもふれますので、初心者の方も大歓迎。筆記用具・用紙をご持参ください。

○実施日 毎月第3土曜日
午前9時30分～

【金曜古文書講座】

○講師 当館学芸員

○内容 平成25年度は、まず街道・旅人・宿場町をテーマに、京築地域の古文書を読み進めます。受講生の希望をききながら、その次に解読する古文書のテーマを決める予定です。

○実施日 毎月第4金曜日
午前10時00分～

【土曜古文書講座】

○講師 当館学芸員

○内容 金曜古文書講座とは異なるテーマを設けて郷土の古文書を読み進めます。平成25年度は、まず「江戸時代の豊前国分寺」、次に「江戸時代の梵鐘」をテーマとします。

○実施日 毎月第2土曜日
午前10時00分～

【みやこ学講座】

○講師 当館学芸員

○内容 郷土の歴史や文化について、講義だけではなく、博物館や遺跡などでの現地学習、またモノづくりなどの体験学習をとおして学んでゆきます。

○実施日 毎月第4土曜日
午前10時00分～

※各講座の内容等は、都合により変更となる場合があります。

博物館友の会 会員募集!

博物館友の会では、平成25年度の会員を募集しています。

バスハイクや講演会、史跡めぐりウォークなどにあなたも参加してみませんか。現在の会員数は約180名ですが、より多くの方々のご入会をお待ちしております。

- ♪年会費 個人会員3,000円
家族会員1名につき2,000円
- ♪入会方法 博物館窓口で随時受け付けています。



◆1月27日博物館友の会文化講演会
北九州大学 八百啓介先生
「砂糖の通った道」菓子からみた社会史

《古文書解読コーナー》

① 梅梁
〈ヒント〉かしら、リーダー

② 白尾
〈ヒント〉お知恵を〇〇

③ 今集
〈ヒント〉ちかごろ

④ 去程
〈ヒント〉元々は丁寧なことは

⑤ 響き
〈ヒント〉仲が良い

◎答え

(反対向きに見てください)

- ① 葦葦
- ② 扇
- ③ 今集
- ④ 去程
- ⑤ 響き

みやこの歴史発見伝 番外編

文化財保護法にもとづいた

埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財について

みやこ町は、古代豊前国の行政府である国府がおかれ、国ごとの仏教・学問などの中心となつた国分寺が築かれるなど、まさに豊前地方における「みやこ」として数多くの文化財を残し、伝えていきます。このうち、地下に埋もれている場合が多いため、日常は目にする機会の少ない文化財として「埋蔵文化財」があります。この文化財は当時の生活の様子が土によって保存されているだけに、地域の歴史・文化を具体的な遺構や出土品によって明らかにできるといふ特色があります。それだけに、地域はもちろん、わが国の歴史や文化を知るうえで欠かせない、大切に保護すべきものとして、文化財保護法にもその保護措置が規定されています。

みやこ町では国府・国分寺のほかにも綾塚・橋塚古墳、御所ヶ谷神籠石(国指定史跡)などを代表に、特に重要な遺跡は国や県・町の指定史跡として保護しています。このほかにもさまざまな

時代の、いろいろな種類の埋蔵文化財が平野・山間地を問わず豊富に残されています。

埋蔵文化財を保護するために

埋蔵文化財は私たちの暮らしのなかで行われるさまざまな開発行為によって、破壊される危険を伴っています。これを避けるために行っているのが埋蔵文化財の事前審査で、みやこ町でも文化財保護法の規定により、その手続きを次のように行っています。

まずは町教育委員会の窓口で開発予定地の「埋蔵文化財の有無の照会」を行っていただくことで審査が始まります。開発の内容や予定地によっては試掘調査や確認調査が必要な場合もありますので、開発を計画された場合には、早めにお問い合わせください。開発予定地における埋蔵文化財の有無の照会を行う際には必要な情報を記した書類を提出していただきます。様式はみやこ町歴史民俗博物館の窓口にて用意しておりますのでお申し出ください。なお、試掘調査や

本発掘調査にも所定の様式の書類を提出していただく必要があります。様式については同じく博物館窓口にて用意しておりますのでお申し出ください。

調査について

照会や協議の際には「調査」の用語が用いられますが、一口に「調査」といっても、内容に次のような違いがあります。

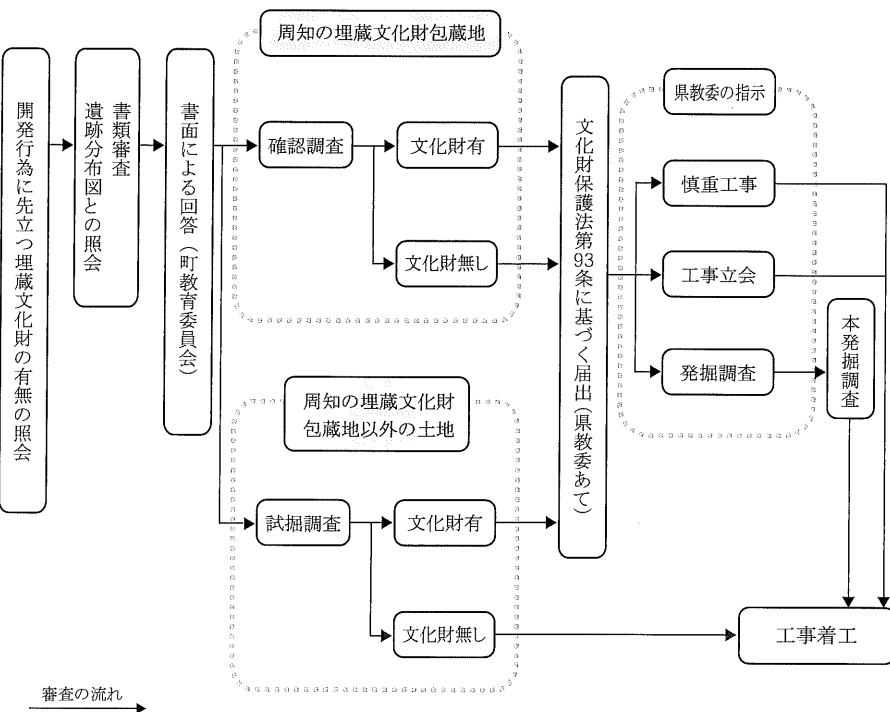
【確認調査】周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡として登録されている場所)において、包蔵される文化財の所在状況を詳しく把握するために行うもの

【試掘調査】周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地(遺跡として登録されていない土地)において、埋蔵文化財の所在の有無とその状況を把握するために行うもの。

【本発掘調査】試掘調査等によって所在が確認された埋蔵文化財のうち、開発行為によって破壊せざるをえないものについて記録保存のため行うもの。

周知の埋蔵文化財包蔵地外の土地における試掘調査について
「周知の埋蔵文化財包蔵地外の土地」とは、明確な遺跡としての登録はなされていないが、埋蔵文化財の特性上、遺跡が所在する可能性がまだ残されている土地のことで「遺跡ではない土地」であっても「遺跡がない土地」とはいきれない土地も含まれます。
こうした土地は工事途中で遺跡が発見される可能性がまだ残されているため、工事途中で遺跡が発見された場合には、工事を中断して保存のための協議を行う必要が生じます(文化財保護法第96条)。したがって工事計画に支障が生じるのを防ぐため、こうした場所については遺跡の有無の確認のための「試掘調査」を行うことで工事途中で「調査」を行うことで工事途中での発見を防ぐようにしています。工事の際に新たに遺跡や遺物を発見されたとき(不時発見)は、現場の状況を変えることなく、届出が必要ですので、速やかに町教育委員会までご連絡下さい。

※埋蔵文化財事前審査の流れ



こうした場合、工事途中で遺跡が発見された場合には、工事を中断して保存のための協議を行う必要が生じます(文化財保護法第96条)。したがって工事計画に支障が生じるのを防ぐため、こうした場所については遺跡の有無の確認のための「試掘調査」を行うことで工事途中で「調査」を行うことで工事途中での発見を防ぐようにしています。工事の際に新たに遺跡や遺物を発見されたとき(不時発見)は、現場の状況を変えることなく、届出が必要ですので、速やかに町教育委員会までご連絡下さい。

埋蔵文化財に関する問い合わせ先
みやこ町教育委員会
生涯学習課文化係(博物館内)
TEL 0930・33・4666